



高知県障害者計画 用語説明

あ		頁
	移動介護従事者（ガイドヘルパー）（*74）…………… p 68 ひとりで外出することが困難な重度の視覚障害のある人や脳性まひ等全身性の障害のある人などのために、外出時の付き添いを行う制度。	
	うつ（*36）…………… p 34 うつ病とは、気分がひどく落ち込んだり何事にも興味を持てなくなったり、おっくうだったり、なんとなくだるかったりして強い苦痛を感じ、日常生活に支障が現れるまでになった状態をいいます。	
	N P O（*16）…………… p 9 Nonprofit Organization の略であり、具体的には、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などあらゆる分野の民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わないものです。	
か		
	介護予防事業（*29）…………… p 27 高齢者ができるだけ、要介護状態となることなく自立した生活をおくれるようにするサービスです（転倒予防教室、痴呆予防教室の開催など）。	
	学習障害（L D）（*57）…………… p 47 Learning Disabilities の略で、全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障害の総称。	
	共生社会（*11）…………… p 4 人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして受けとめ互いが理解し合い、共に生きる社会。	

- 居宅生活支援事業（*42）…………… p 37
 在宅で身体に障害のある人などに対し、福祉サービスの利用援助や生活力を高めるための相談支援などを総合的に行うことにより、障害のある人やその家族の地域生活を支援するための事業。身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児を対象としたホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、短期入所（ショートステイ）事業、グループホーム事業をまとめた総称。
- グループホーム（*49）…………… p 39
 地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人の障害のある人が共同で生活する形態で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されます。障害者のグループホームには、知的障害者グループホーム（入居者人数4～7人）と精神障害者グループホーム（入居者人数4人以上）とがあります。
- ケアマネジメント（*39）…………… p 35
 障害のある人の希望に応じた生活ができるよう、地域にある福祉・保健等さまざまなサービスを円滑に利用するための支援の方法。
- 高機能自閉症（*43）…………… p 38
 知的障害を伴わない自閉症のことで、対人関係やコミュニケーションの障害、こだわり行動などが認められます。
- 口腔機能（*31）…………… p 30
 口腔とは、口の中の空間をいい、消化管の入口として食物の取り込みや、咀嚼（そしゃく）、消化を行うほか、話す、味わう、息をするなどの働きのことをいいます。
- 高次脳機能障害（*45）…………… p 38
 病気や事故などの原因で脳の一部の機能が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障害がおきた状態のことをいいます。身体機能または精神等に障害がなく、身体障害、知的障害のいずれにも分類されていません。
- 高知県ひとにやさしいまちづくり条例（*1）…………… p 1
 すべての県民が安全で快適に暮らせる社会の実現を目的に、建物・道路・公園等の整備方針等を定めた条例（平成9年度制定）。

- 交通バリアフリー法（*73）…………… p 63
 身体障害のある人などが公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性を向上させるため、平成 12 年に公布された法律。公共交通機関、旅客施設を中心とした一定の地区においてバリアフリー化を促進します。
- コーディネーター（*22）…………… p 21
 福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。
- コミュニケーション（*51）…………… p 43
 思想・感情などを伝え合うこと。その手段としては、ことば・身ぶり・文字・絵など、さまざまなものが使われます。

さ

- 支援費制度（*3）…………… p 1
 障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。
- 市町村保健センター（*27）…………… p 26
 国民の健康づくりを推進するため、地域住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の対人保健サービスを総合的に行うとともに、地域住民の自主的な保健活動の場に資することを目的とした施設です。
- 自閉症（*9）…………… p 3
 脳の機能の障害による発達障害です。人とのコミュニケーションをとることが難しかったり、強いこだわりなどが見られることがあります。
- 社会福祉基礎構造改革（*2）…………… p 1
 社会保障構造改革の一つとして位置づけられている制度の改革。障害者福祉については、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、のような制度改革があります。

- 授産施設（*67）…………… p 56
 一般就労が困難な障害のある人が入所又は通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労として、自立に必要な支援などを受ける施設。授産施設には、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設があります。
- 障害者基本法（*4）…………… p 3
 身体障害、知的障害、精神障害を対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障害のある人の「完全参加と平等」を目的としています。
- 障害者就業・生活支援センター（*65）…………… p 55
 障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関。公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、養護学校等と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行っています。
- 障害者職業センター（*64）…………… p 55
 障害のある人への職業についての相談、職業能力の評価や就労後のフォローアップを行っています。事業主に対しては、障害のある人の受入れや雇用管理についてのアドバイスなどを、公共職業安定所等関係機関と協力して行っています。
- 障害者職業能力開発校（*62）…………… p 54
 障害のある人に、様々な職種についての知識や専門的な技術・技能を習得してもらうために、職業能力開発促進法に基づく施設。
- 障害者スポーツセンター（*71）…………… p 61
 障害のある人のスポーツ・レクリエーション及び文化活動支援、身体機能を回復するための訓練、指導者やボランティアの養成、スポーツ活動への便宜の提供と社会参加の促進に関する事業などを行っている施設。
- 障害者施策推進協議会（*19）…………… p 1
 2
 障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項などを協議する組織で、障害のある人・学識経験者・障害者福祉事業従事者・関係行政機関の職員などで構成されます。

- 小規模作業所（*68）…………… p 56
 在宅の障害のある人が作業をしたり、日常生活の支援が受けられる、身近な地域にある小規模の作業所。法定外の施設で、障害のある人や家族、職員を始めとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されています。共同作業所や福祉作業所などの名称でもよばれています。
- 職業能力開発校（*61）…………… p 54
 職業能力開発促進法に基づいて県が設置している職業能力開発施設。中学校や高等学校を新たに卒業し就職しようとする人や、すでに職業についたけれども違う職業につきたいという人が、就職に必要な基礎的技能・知識を身につけるところです。
- 職業リハビリテーション（*60）…………… p 54
 障害があるために、職業に就くことが困難になっていたり、維持していくことが難しくなっている人に、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく取り組み。
- 職場適応訓練制度（*63）…………… p 55
 障害のある人等の就職が困難な方々に、実際の事業所において訓練等を行う制度。
- ショートステイ（*48）…………… p 39
 短期入所。家庭等で障害のある人の介護を行う人が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障害のある人が一時的に障害者施設等を利用し、必要な介護などを受けるサービス。
- 心身障害者扶養共済制度（*40）…………… p 35
 障害のある人の保護者が加入者となり掛け金を納め、保護者に万一（死亡等）のことがあったときに、残された障害のある方に終身にわたって一定額の年金が支給される制度。
- 身体障害（*5）…………… p 3
 目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害をいいます。

- 身体障害者補助犬（*23）…………… p 21
 視覚、聴覚、肢体に障害のある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。「身体障害者補助犬法」では、身体障害のある人が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができることなどを定めています。
- 心的外傷後ストレス障害（PTSD）（*38）…………… p 34
 災害や事故などによる誰にも耐えられないような心理的ストレスのあと、数週間以上たってから、特異な症状が出現するもの。集中困難、理解力の減退などの精神症状、あるいは強い不眠、頭痛、食欲減退、全身倦怠感などの身体症状が長期にわたり訴えられます。時に、夢や回想によって外傷を再体験し、パニック状態に陥ることがあります。
- 生活習慣病（*26）…………… p 26
 がん、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、高脂血症など、食生活を中心とした生活習慣に關与する一連の病気群を示す呼称。近年、日本人の疾病構造においてこうした病気が大半を占めるようになっており、こういった病気にかかる人の年齢層が低下してきたことなどの理由で、長年使われてきた「成人病」に代わって「生活習慣病」という名称を使うようになりました。
- 生活福祉資金貸付事業（*41）…………… p 36
 低所得世帯や高齢者、障害のある人の自立と生活の安定を目的として、社会福祉協議会が主体となり行っている貸付制度。
- 精神医療審査会（*35）…………… p 33
 患者の人権擁護の観点に立って、入院患者の入院継続の要否、または入院中の患者からの退院請求及び処遇の改善について、公正かつ専門的な見地から審査を行う機関。
- 精神障害（*7）…………… p 3
 精神機能の障害（精神疾患）のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受け、何らかの支援を必要とする状態をいいます。
- 精神障害者保健福祉手帳制度（*55）…………… p 46
 精神疾患がある人のうち、精神障害のため日常生活又は社会生活に制限のある人の社会復帰・社会参加の促進を目的とした制度。障害の程度に応じて1級から3級の等級に分かれています。

- 精神保健福祉センター（*34）…………… p 31
精神保健及び精神障害のある人の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導を行う施設であって、総合的技術センターとして地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担うものです。
- 成年後見制度（*53）…………… p 44
痴呆性高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、意思能力がない、又は、判断能力が不十分な成年者のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度。
- 相互利用制度（*70）…………… p 57
身体・知的・精神の各授産施設を障害種別にかかわらず、互いに利用できる制度。

た

- 耐震診断補助制度（*77）…………… p 70
昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準に適合していない民間建築物に対して、耐震診断費用の一部を補助する制度。
- 地域ケア（*54）…………… p 46
地域で暮らすために必要なサービスなど全ての支援のこと。
- 地域福祉計画（*50）…………… p 40
今後の地域福祉を総合的に推進するために、地域住民の意見を十分に反映させながら策定する計画で、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。
- 地域福祉権利擁護事業（*52）…………… p 44
痴呆性高齢者、知的障害や精神障害のある人など判断能力が低下している人が、自立した地域生活をおくれるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。
- 地域防災計画（*76）…………… p 69
風水害や地震などの大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

- 地域リハビリテーション（*32）…………… p31
 高齢者や障害のある人が、介護を必要とするようになって、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、リハビリテーションの立場から行う医療や保健、福祉等の活動。
- 知的障害（*6）…………… p 3
 知的機能の障害が発達期（おおむね18歳）までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの支援を必要とする状態をいいます。
- 注意欠陥／多動性障害（ADHD）（*44）…………… p38
 Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間でできない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状がみられます。
- デイケア（*33）…………… p31
 日常生活の場を広げることなどを目的に市町村が実施する保健福祉事業の一つです。創作活動やレクリエーションなどを通じて、参加者の自主性や社会性を高め、仲間づくりのきっかけになっています。
- デイサービス（*47）…………… p39
 在宅の障害のある人の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図ることができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することにより、障害のある人の自立と社会参加を促進するサービス。
- てんかん（*8）…………… p 3
 さまざまな原因によって起こる慢性の脳の病気で、体の一部がけいれんする、意識を失うなどの症状が繰り返し見られます。

な

- 特別支援教育（*56）…………… p47
 一人ひとりの子どもの持つ学習面における困難性すなわち特別な教育ニーズに応じた、専門的で個別的な支援サービスを提供することにより、様々な学習への参加を保障していこうとする考え方。

難病(*10)…………… p 3
 法律等による明確な定義はありませんが、行政が「難病」として取り上げる疾病の範囲は、次のように整理されています。原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

二次保健医療圏(*17)…………… p 10
 病院での一般的な入院医療ニーズに対応し、健康づくりから疾病予防、治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的な保健医療サービス提供体制を整備しようとする圏域。

ネットワーク(*18)…………… p 10
 本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味しますが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いられています。

ノーマライゼーション…………… p 4
 障害のある人が、地域社会の中で、障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。

は

ハートビル法(*72)…………… p 63
 高齢者、障害のある人等が利用しやすい建築物の促進を目的として、平成6年に施行された法律の略称。

バリアフリー(*13)…………… p 5
 もともとは障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁(バリア)をなくす意味です。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられます。

ひきこもり(*37)…………… p 34
 ひとつの疾患や障害を表すのではなく、長期にわたって社会に参加できず、生活の場がせばまった状態をさす言葉。精神疾患が原因の場合とそうではない場合の大きく2つに分けられます。「社会的ひきこもり」は「20代後半までに発症し、6カ月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続しており、精神障害が第一の原因とは考えられないもの」と定義されています。

- 福祉工場（*66）…………… p 56
作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の理由により、通常の事業所に雇用されることが難しい障害のある人を雇用し、社会生活への適応のための必要な支援を行う施設。
- 福祉的就労（*58）…………… p 52
障害のある人が授産施設や作業所等の福祉的な支援のある環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労（企業等での就労）に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うことです。
- プライバシー（*78）…………… p 71
私生活、私生活権、個人の私生活を守る権利。
- 分場制度（*69）…………… p 57
定員 20 人以上の授産施設（本場）が障害のある人の施設利用を容易にするため 5 人以上 19 人以下の授産施設（分場）を設置できる制度。
- 法定雇用率（*59）…………… p 52
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害のある人または知的障害のある人を雇用しなければならないこととされており、一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者の総数の 1.8% です。
- ホームヘルプサービス（*46）…………… p 39
在宅で生活している障害のある人がホームヘルパーから受ける、身体介護、家事援助、移動介護、日常生活支援（日常生活全般に常時の支援を必要とする人に対して行う、身体介護、家事援助、見守り等の支援のサービス）をいいます。
- ボランティア（*15）…………… p 9
個人の自由な意思により考え、発想し、行動するという自発的な行為を行う人。

ま

- マスメディア（*20）…………… p 19
新聞・ラジオ・テレビ・雑誌など、不特定多数の人々に対して、情報を大量に生産し、大量に伝達するシステム。

- マンパワー（*24）…………… p 22
福祉に携わる人的資源。
- 盲導犬（*75）…………… p 68
視覚に障害のある人の歩行を助けるために特別な訓練を受けた犬。
- 盲・聾・養護学校（*21）…………… p 21
障害のある子どもたちが専門的な教育を受ける場で、障害の種別により、盲・聾・養護学校（知的・肢体不自由・病弱）と分かれています。

や

- ユニバーサルデザイン（*14）…………… p 5
はじめからバリアを作らず、障害の有無や年齢などにかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。
- よさこい健康プラン 2 1（*28）…………… p 26
平成 1 4 年 3 月に策定された「高知県の健康増進計画」です。

ら

- ライフステージ（*12）…………… p 5
乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階。
- リハビリテーション（*25）…………… p 22
障害のある人の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障害のある人の全人的復権」を理念としています。
- 療育福祉センター（*30）…………… p 27
肢体不自由児・者と知的障害児・者の医療と相談を同時に行う病院と福祉の双方の機能を持った機関。



高知県立盲学校小学部 2 年 藤岡 一生さん 作